平成30年労第145号

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB病院(以下「事業場」という。)に 雇用され、看護部長として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、不眠症状が悪化したため、Cクリニックを受診し、「他の身体表現性障害」と診断され休業したが、平成〇年〇月〇日に復職後、再度体調を崩し、同年〇月〇日、D病院を受診し、「反復性うつ病性障害」と診断され休業した。
- 3 本件は、請求人が発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

- 第6 理 由
 - 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、主治医意見書、診療録及び受診に至る経過等を踏まえ、ICD-10の診断ガイドラインに照らし、請求人は平成〇年〇月頃、「F45.8 他の身体表現性障害」(以下「本件疾病1」という。)を発病したが、平成〇年〇月以降には睡眠薬の内服機会も減り、職場復帰後も欠勤なく経過して、主治医判断により同年〇月〇日をもって終診となっていることから、本件疾病1は既に寛解状態にあったと認められ、その後、同年〇月頃、新たに「F32うつ病エピソード」(以下「本件疾病2」という。)を発病したと判断している。

請求人の症状の経過等を踏まえると、当審査会としても、専門部会の意見は 妥当であると判断する。

- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226 第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。
- (3) 請求人は、寛解状態であってもまだ治癒していなかったのであるから、本件疾病1及び本件疾病2を1つの精神障害として扱うべきであると主張するが、認定基準においては、通常の就労が可能な状態で、安定した状態を示す「寛解」との診断がなされている場合には、投薬等を継続している場合であっても、通常は治癒(症状固定)の状態にあると考えることとし、治癒(症状固定)後に再び治療が必要な状態が生じた場合は、新たな発病と取り扱うこととされているところであることから、請求人の主張は認められない。
- (4) 請求人が本件において請求する療養補償給付及び休業補償給付の対象期間は、 決定書理由に説示するとおり、本件疾病2の発病後であることから、本件疾病

2が発病した平成○年○月頃より前のおおむね6か月間(以下「評価期間2」という。)について、請求人が主張する出来事を検討する。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事」以外の出来事について

評価期間2における「特別な出来事」以外の業務による心理的負荷をもたらす出来事についてみると、平成○年○月に部下○名から直接院長宛てに請求人の業務処理に関する抗議文が提出され、請求人は抗議者との個別面談や欠勤者の補充のために休日出勤を強いられ、職場の支援・協力もなかったことが心理的負荷の総合評価「強」に該当すると主張するが、決定書理由に説示するとおり、月に10日以上の休日が確保され、時間外労働がわずかであったことから、看護部長である請求人の通常の業務の範囲内で対処できたものであり、その後の業務に大きな支障は出ていないものとみることできる。

なお、請求人は、抗議者のうち正看護師〇名が退職したため、請求人が土曜日、日曜日及び祝日に出勤し、代休を取って対応したと述べているが、その記録はなく、記憶もはっきりしていないと述べているところであり、上記の判断を左右するに足りないものである。

したがって、当審査会としても、認定基準別表1の「部下とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「II」)にあてはめてみても、その心理的負荷の総合評価は「中」であると判断する。

ウ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について

評価期間2における業務以外の出来事及び請求人の個体側要因は確認できない。

(5) 平成○年○月頃に発病した本件疾病1は平成○年○月頃までには寛解し、その後、同年○月頃に本件疾病2を発病しているから、同年○月以降の期間を対象とする本件療養補償給付及び休業補償給付の請求は、本件疾病2に基づいてすべきであると解されるが、請求人は本件疾病1と本件疾病2を1つの精神障害として扱うべきであると主張しているので、上記各請求が本件疾病1に基づ

いてされたものとした場合の業務起因性についても、念のため、以下に検討する。

ア 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病1の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間1」という。)において、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事」以外の出来事について

評価期間1における「特別な出来事」以外の業務による心理的負荷をもたらす出来事についてみると、請求人は、①看護基準の作成を行い、1か月100時間を超える時間外労働があったこと、②事実とは異なる看護勤務実績の作成を命じられたことが、いずれも心理的負荷の総合評価「強」に該当すると主張するので、以下、検討する。

(ア) 看護基準の作成について

請求人が作成した看護基準をみるに、「〇〇〇」、「〇〇〇」及び「〇〇〇」という表題が付されている3つの箇所に、「〇〇〇」という記載がされていることから、当審査会で出典を調査したところ、平成25年4月出版の「看護基準・手順 見直し・改善 標準テキスト<第3版>」に添付されたCD-ROMに電子ファイルデータで看護基準等の手本看護基準集が収録されており、請求人が作成した看護基準は、同手本を基に作成年月と病院名を入れ替えたにすぎないものと認められる。

請求人が独自の発想により看護基準を作成した結果、偶然に同書籍添付の電子ファイルデータと酷似してしまったとは考え難いし、事業場と離れた地域の「E病院感染対策マニュアル」という文言が偶然に入ることや囲み枠のサイズまで同じになるという可能性も極めて低いものと考えられる。

したがって、請求人が作成した看護基準が○頁あっても、その作成に要した時間は短時間であったものとみることが相当であり、業務による心理的負荷をもたらすほどの出来事とは認められない。

(イ) 事実とは異なる看護勤務実績の作成について

請求人は、平成〇年〇月〇日の午後に、事実とは異なる看護勤務実績の 作成を命じられ、その内容は、同年〇月から〇月分について、除外すべき 看護部長の請求人及び外来専任の看護師○名を看護要員に含めて虚偽の看護勤務実績を作成した旨申述しており、その後、事業場では請求人の知り合いの看護師、准看護師を採用したことが認められる。

なお、請求人は、事業場において看護部長という管理者の立場にあったことから、Gからの指摘に対する具体的な対応策や改善策を院長に進言する等最善の手段を尽くし、それらがかなわなかった場合には、この時点からGに随時相談していくという方法も考えられたところ、結果的に、請求人は虚偽の看護勤務実績を作成することに内心忸怩たる思いはあったにせよ、強要されたというよりは、立場上、請求人自らも同意して行っていたものとみることが相当である。

したがって、当審査会としては、認定基準別表1の「業務に関連し、違法行為を強要された」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)にあてはめてみても、その心理的負荷の総合評価は「中」であると判断する。

ウ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について

評価期間1における業務以外の出来事として、私用で自動車を運転中に追 突事故に遭い頚部を負傷したことがあり、これは認定基準の別表2の「自分 が病気やケガをした」に該当し、心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、また、 請求人の個体側要因は確認できない。

(6)以上のとおり、本件疾病2の発病前の評価期間2においては、業務による心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事が1つであり、業務以外の出来事及び請求人の個体側要因はなく、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病2が業務上の事由によるものと認めることはできない。

また、本件疾病1に基づいて療養補償給付及び休業補償給付の請求がされたとしても、評価期間1においては、業務による心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事が1つ、業務以外の出来事の心理的負荷の強度は「II」であり、請求人の個体側要因は存在せず、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病1についても業務上の事由によるものと認めることはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右

するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。